

○議長（石川光次郎君） 六月二十五日に引き続き、質疑、質問を継続いたします。四番石田一也君。

〔四番 石田一也君登壇〕

○四番（石田一也君） おはようございます。みやぎ県民の声の石田一也です。通告に従って、以下、大綱四点について質問させていただきます。

新型コロナウイルスの感染が日本国内で最初に確認されたのが二〇二〇年一月十五日。以来、一年五か月余り経過した昨日、六月二十七日時点の国内検査陽性者数は七十八万八千八十一名。死亡者数が一万四千六百六十四名。宮城県内に限ると、検査陽性者数が九千八百八名、八十九名の方がお亡くなりになられています。

改めまして、新型コロナウイルス感染症でお亡くなりになられた方々の御冥福をお祈り申し上げますとともに、罹患された皆様にお見舞い申し上げます。

あわせて、これまでの間、医療、福祉をはじめ感染リスクの高い職場で仕事をしてこられた全てのエッセンシャルワーカーの皆様我心から感謝を申し上げます。

三月末から四月初めにかけて大変な状況はありましたが、三月十八日からの宮城県独自の緊急事態宣言、四月五日からのまん延防止等重点措置を経て、六月十三日に仙台市青葉区の飲食店に対する時短要請が解除されるまで、多くの県民の皆様の御協力により現在は新規感染者数を抑えることができています。

ワクチン接種についても個別接種、集団接種、大規模接種、そして、一部の企業や団体では職域での接種も始まり、順調に、確実に接種が進んでいると思います。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症対策アドバイザーボードメンバーの西浦京都大学大学院教授が六月九日に公開したシミュレーションでは、夏休みやお盆など人の移動を伴う行事が続くことから、七月三十一日までに高齢者のワクチン接種がほぼ終了したとしても重症者病床が不足するような流行が起こり得るとのことでした。

六月二十七日時点の宮城県の実効再生産数も一・一二を一を超えております。村井知事も定例記者会見で、「今後また感染の波が来る。」と危機感を表明されています。

新規感染者数が抑えられている今だからこそ、これまでの対策を検証し改善すべきところは改善すべきとの認識で、大綱一点目、高齢者施設等に係るコロナ対策の現状と課題についてお聞きいたします。

感染症患者の発生状況に関する資料を見ると、感染者発生数が一番多いのは高齢者施設で飲食店での感染者数を大きく上回っています。やはり医療提供体制の強化、医療従事者への支援拡充と併せて高齢者施設等への支援の拡充は必要不可欠だと思っています。

先日、実際、直接応援派遣を経験された介護職員さんのレポートを拝見する機会がありました。お許しをいただけましたので、お一方のレポートについて一部抜粋して御紹介させていただきます。

介護職員のほぼ全員が濃厚接触者に該当し自宅待機となったため介護経験のない事務職員が不休で連日対応。感染対策（ゾーニング、換気、PPEの着脱手技など）が全くと言っていいほど徹底されていなく熱発者が続出。幸いの方でも抗原検査は陰性だったものの、予断を許さない状況が続いていた。士気が下がり疲労こんぱいの職員を励ましつつも、この状況に歯止めをかけなくてはならないため初日より感染対策の立て直しに着手。応援が入り、ようやく感染対策に目が向いてきた印象。現場の状況は想像していた以上に深刻。応援初期には十分な情報（タイムテーブル、業務手順、入居者のADL、対応時の留意事項など）が得られず、現地職員と確認・相談しながら手探りで進めておりました。

ここまで御紹介でございます。現場の切迫した状況、応援に入った際の初動の大変さが伝わる内容です。

このレポートを拝見して感じた内容について、以下、お聞きいたします。

このレポートのケースでは、派遣先の介護職員全員が濃厚接触者に該当したため、応援職員が入るまでの間、介護経験のない事務職員が不休で連日対応をされていたようです。

施設で感染者が発生した場合、おおよそ何日目くらいに応援職員が派遣されているのでしょうか。

派遣施設が危機的状況に追い込まれる前に初動のタイミングで応援職員を派遣すべきと考えますが、いかがでしょうか。

発生施設でのクラスターを防ぐためには初動が大切で、そのためには発生施設側と応援職員さんの共通認識が必要だと思えます。

宮城県では、宮城県新型コロナウイルス感染症対策介護ワーキンググループを開催し、水際対策、感染者が発生したときの参考指針をまとめていただいておりますが、施設によって理解度の違いがあるように感じています。

愛媛県では、感染症対策に係るeラーニング研修と称して複数のメニューを動画配信し、短期間で防止策を講じられるよう準備を促しているとのことでした。

映像を使ったほうが理解度が高まるように思いますが、御所見をお伺いいたします。あわせて、感染制御・業務継続を支援する医療チームと介護応援チームとの間でも、感染防護に対する共通認識があったほうが初動はよりスムーズになると考えますが、いかがでしょうか。

この方のほか何名かのレポートを拝見させていただきましたが、「最初は戸惑うことが多かったが応援期間の終盤の派遣元職員さんや利用者さんからの感謝の言葉で報われた。」、「応援に入ったことが貴重な経験になっている。」、「期間中に行われるZoom会議を通じて、医療関係者、行政、また、職種や法人の枠を超えたお互いに手を取り合って頑張ろうという皆さんの気持ちを知ることができた。」というような前向きなレポートが多かったことも御紹介させていただきます。

これまでの間、宮城県では、高齢者施設のクラスター防止策、感染症で入院した高齢者の介護対策としてケア付き宿泊療養施設確保事業や在宅要介護障害者支援事業、また、病院に介護スタッフを派遣する高齢者医療支援事業、クラスター発生施設への応援職員派遣事業などを実施してきました。

特に、応援職員派遣事業では、今年度だけでも直接派遣で四十八名、間接派遣で十九名、令和二年度からの累計で百名近くの派遣職員の御協力をいただいております。うち六十三名の方が直接クラスター発生施設に入っていたいただいております。

応援派遣に御協力をいただいている事業者さん、職員の方々には、ただただ感謝しかありません。

五月臨時会の総括質疑でも触れましたが、四月七日、仙台市医療圏の介護施設に、各施設において新型コロナウイルス感染症陽性患者が発生した場合には、まずは、それぞれの施設でプライマリケアを行うことという対処方針に係る通達がありました。病床が逼迫していたことによる、やむを得ない措置だと理解しておりましたが、四月二十七

日と五月十一日の通達を経て七月末まで延長されることとなっております。

この対処方針について、七月末以降も継続されるのでしょうか。

また、それぞれの施設でプライマリケアを行うことを求めたこの仕組みは十分に機能していたとの御認識でしょうか、御見解をお聞かせください。

五月三十日に行われた共同通信社の調査によりますと、高齢者が入所する介護施設で新型コロナウイルスに感染した入所者は全国で少なくとも九千四百九十名おり、このうち四百八十六名がお亡くなりになっていることが明らかになっています。非公表の自治体も多く実際の数は更に多いものという報道でございました。

宮城県では、プライマリケアの通達後も含めて介護施設内でお亡くなりになったコロナ感染者はいなかったと回答をいただいております。ケア付き宿泊療養施設も含めて重症化された感染者は全て入院できていたということだと思います。医療調整チームの皆さんの頑張りによって、病床が逼迫していたときでも何とか病床を確保いただいたことに感謝を申し上げたいと思います。

この通達について、もう一点お聞きいたします。

この通達は、四月六日に開催された新型コロナウイルス感染症対応病院長等会議を経て決定されたということですが、事前に介護関係者、介護関係団体等の当事者との協議、相談は行われたのでしょうか。状況をお聞かせいただきたいと思っております。

五月臨時会の総括質疑でも取り上げましたが、介護応援職員に対する国の支援メニューは応援看護職員と比較すると見劣りしている現状があります。こういった国の姿勢が更なる介護人材不足につながるのか危惧していることを申し述べさせていただきます。次に移らせていただきます。

大綱二点目、みやぎの障がい者就労支援について、主に今年度の新規事業、BPO活用工賃向上プロジェクトについてお聞きいたします。

この事業は、県内外の民間企業へ営業開拓、受注業務を担当する障害者特化型BPO企業であるヴァルトジャパンと受注した業務を県内の就労継続支援事業者に配分調整する共同受注窓口みやぎセルプ協働受注センター、そして、実際に業務を行う県内の就労継続支援事業所が三位一体で取り組むプロジェクトです。

4 昨年、二月定例会の予算特別委員会総括質疑でみやぎセルプ協働受注センターが特

定随意契約を受けられるようお願いした経緯もありますし、当会派の境議員がこの事業を御支援いただく公益財団法人日本財団と宮城県とのつなぎ役でもありますので、このプロジェクトの成功を心から願っています。

初年度は受注額六千万円、想定する受注案件数を六十件と目標設定されていますが、参加事業者数、現在の進行状況など目標達成に向けた今後の予定について、御説明ください。

また、宮城県では、令和三年度宮城県における障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針の中で、調達の目標額は前年度の調達実績を一〇%上回る額とすることを明記されました。

前向きな目標を掲げていただいたことは評価させていただきますし、一步一步前進していると感じております。ほかの都道府県と比較すると、もう少し頑張れるのではないかという思いもありますので、以下、質問させていただきます。

今回のBPO活用工賃向上プロジェクトは、主に民間企業からの受注を想定しているようですが、営業先を県内市町村や外郭団体等の公共団体、公共施設にも広げることが優先調達実績を増やすことにつながると考えますが、いかがでしょうか。

令和三年度障害福祉サービス等報酬改定では、就労移行支援、就労定着支援、就労継続支援A型・B型の報酬等について、より実績を重視する方向が明確になりました。

就労定着支援では、定着率が三割に満たない事業所の基本報酬は減額されます。就労継続支援A型は、平均労働時間のみを評価対象としていたものから五つの評価指標によるスコア方式に大きく仕組みが変わっています。就労継続支援B型は、高工賃事業所への評価を高めるとともに地域共同加算やピアサポート加算が加わっています。

このような状況の中で、BPO活用プロジェクトや優先調達額一〇%アップは、まさにタイムリーな事業ですし事業者さんのモチベーションにもつながっていくと期待しております。

一方で、生活保護を受けている利用者が工賃の向上を望まないケースがあることをお聞きしました。

生活保護受給者には最低生活費が支給されていますが、勤労収入がある場合は、一定金額を控除した残金分である収入充当額と最低生活費の差額が生活保護支給額になり

ます。現在の控除額が一万五千元ですから月に一万五千元以上働くと、当然、生活保護支給額が減額になります。減額されてもトータル収入は増えるのですが、一生懸命働いても生活保護費が減額されることで利用者がモチベーションを維持することが難しくなるようです。

国の課題になりますが、生活保護費と工賃との関係について、県の御所見をお聞かせください。

大綱三点目、ケアラー・ヤングケアラーの社会的支援の必要性についてお聞きいたします。

ケアラーとは、無償で介護や看護などをする人。ヤングケアラーは、ケアラーのうち十八歳未満の子供のこと。

介護者の七割が悩みを抱え介護離職は年間十万人、虐待の六割は孤立介護が原因とも言われています。介護疲れによる自殺は年間三百件、介護殺人は年間四十件。社会的・政策的な支援が必要なのは明らかです。

六月十八日の閣議決定で骨太の方針に、ヤングケアラーの早期発見・把握、相談支援など支援策の推進、社会的認知度の向上などに取り組むことが盛り込まれることになりました。ヤングケアラー限定のようですが、まずは国が支援に動き出したことは本当によかったと思っています。

今年五月に厚生労働省・文部科学省の共同プロジェクトチームがまとめたヤングケアラーに係る報告書には、地方自治体による現状把握の推進やピアサポート等の悩み相談を行う地方自治体の支援の必要性が記載されています。

福岡県でも、つい先日、全市町村でケアラー実態調査を実施し具体的な対策に乗り出すことを表明されています。

国からの支援も期待できることから、まずは宮城県としてヤングケアラーの実態調査を行うべきと考えますが、いかがでしょうか。

先日、一般社団法人日本ケアラー連盟代表理事の堀越栄子先生、日本初のケアラー条例制定の立て役者、吉良英敏埼玉県議会議員を講師に迎え、ケアラー・ヤングケアラーの現状についてZoom勉強会を開催いたしました。

だくとともに、ケアラー・ヤングケアラーの社会支援の必要について御教授いただきました。

その上で、現行制度の延長でも可能な施策として、一つ、学校等教育現場において本人の気づきと教職員等によるヤングケアラーの発見を可能にすること。二つ、地域及び福祉、介護、医療等の現場においてケアラー・ヤングケアラーを理解し発見を可能にすること。三つ、ケアラー・ヤングケアラーのいる介護家庭に対するヘルパー派遣等の生活支援サービス提供要件の緩和・拡充を行うことを挙げられています。

今すぐ検討を開始できると思いますが、御所見をお聞かせください。

吉良英敏埼玉県議会議員からは、日本初のケアラー条例を議員提案で制定した際のプロセスを御説明いただくとともに、実効性のある支援策をつくるには具体的な支援計画が大事だというアドバイスをいただきました。

埼玉県ケアラー支援計画の基本目標は、次の五項目です。一つ、ケアラーを支えるための啓発・広報の推進。具体的には、一七%しか知っている人がいなかったケアラーの認知度を令和五年度までに七〇%まで上げること。二つ、行政におけるケアラー支援体制の構築。具体的には、レスパイトケアの充実とアドバイザー派遣。三つ、地域におけるケアラー支援体制の構築。具体的には、相談サロンの立ち上げ支援、電話相談、情報提供。四つ、ケアラーを支える人材の育成。具体的には、研修等で支援人材三千人を目指しているとのことでした。五つ、ヤングケアラー支援体制の構築・強化。具体的には、研修千人、教育と福祉の連携強化を実施しているとのことでした。埼玉県では、この基本計画を基に令和三年度予算にケアラー・ヤングケアラー関連予算として一億八千八百万円の予算を計上されています。

来年度に向けて宮城県でもケアラー・ヤングケアラーに係る支援策を検討すべきと考えますが、いかがでしょうか。

今回、骨太の方針にヤングケアラー支援が盛り込まれたのは、吉良埼玉県議会議員をはじめとする埼玉県議会と一般社団法人日本ケアラー連盟をはじめとする支援団体の御尽力が大きかったと考えています。今回の勉強会を通じて地方議会が国を動かせることを学ばせていただきました。茨城県議会でもケアラー条例の制定を目指し動き出しているとのことです。宮城県議会においても、後ろで見守っていただいている石川議長の

リーダーシップで対策を後押しいただけるようお願い申し上げて、次に移らせていただきます。

最後に、大綱四点目、人口減少局面の自治体運営についてお聞きいたします。厚生労働省がまとめた二〇二〇年の合計特殊出生率は、全国平均で一・三四。五年連続で低下し都道府県で希望出生率一・八を超えたのは沖縄県のみでした。

宮城県の合計特殊出生率は一・二二で東京都に次いで全国二番目の低さです。総合計画に掲げた二〇二四年出生率一・四〇という目標の実現は難しくなってきました。

一方、日本全体の出生率が低下している中でも政府が目標とする希望出生率一・八を二〇一三年から二〇一七年の間に達成した自治体は、全千七百四十一市区町村のうち百四十四市区町村であると日本経済新聞の報道がありました。

出生率二・四七で全国トップの沖縄県金武町は、子供一人につき十万元の激励金を支給するほか、五歳から中学卒業までの給食費や高校卒業までの医療費を無料にしたそうです。上昇幅が全国トップの東京都日の出町では、中学卒業まで月一万元の支給、高校生にも支給金、月一万元を支給しています。上昇幅四位の東京都港区では、二〇一五年から第二子以降の保育料を無料にしているとのことでした。

宮城県としても相当思い切った支援策を実施しない限り出生率の低下は止められないと思いますが、いかがお考えでしょうか。

次に、本定例会に関連条例の改正等が提案されているみやぎ型管理運営方式についてお聞きいたします。

この事業については、人口減少に伴う水需要の減少や施設の老朽化による更新への備えのために、民の力を最大限に活用しながら持続可能な水道サービスの提供を目指す取組との知事の説明がございました。

一般質問でも多くの方々質問されていますので、私からは一点に絞ってお伺いいたします。

優先交渉権者の選定に当たって十一の提案項目が設定されました。三グループが公募に応じて、うち一グループは収支計画、資金調達方法が基準に達していないことで失格になりましたが、一グループに対する確認調査を経て二グループについては全て基準をクリアしたということだと思っています。

だとすれば、一番減額幅の多かったグループが選ばれるべきではないでしょうか。運営権者提案額の配点についても期待コスト削減率の中間値である県基準額二百八十四億円が満点の四十点に設定されました。期待コスト削減率の最大値である調査基準額四百十三億円を満点の四十点にすべきだったのではないのでしょうか、御見解を伺います。

次に、人口減少局面における国と県と基礎自治体の在り方についてお聞きいたします。

村井知事は、道州制推進知事・指定都市市長連合の共同代表をお務めですし、三月に配信された橋下徹元大阪府知事との対談でも、「人口減少局面では国の統治機構を見直し、国は外交、防衛、皇室、通貨、法律などの十六くらいの限られた項目だけをやり、内政は全て州に任せる、あるいは、基礎自治体、市町村に任せる形に改めるべき。」とのお話をされていました。

人口減少局面、そして、デジタルイノベーションや脱炭素を含む循環型社会への転換など前例主義が通じない時代を目前にして、これまでの統治機構が制度疲労を起しているようにも感じています。

村井知事が目指す国と地方の関係、統治機構の在り方について、お考えを御教示ください。

最後に、コロナ感染症対応を含め連携が求められている郡仙台市長についてお伺いいたします。

仙台市長就任当初は厳しい選挙だったこともあり、少数与党体制での議会対応は難しいかじ取りだったと推察しております。まずは職員の方々との信頼関係を築き、議会の中にも少しずつ「郡市長でいいのでは。」との声が聞こえてくるようになってきました。令和三年度当初予算も全会一致で可決されています。

私は、郡市長が衆議院議員当時の最後の公設第一秘書を務めておりましたので、どうしてもひいき目に見てしまいます。

郡市政一期目の評価、印象について、村井知事の忌憚のない御意見をお聞かせください。

ありがとうございました。

○議長（石川光次郎君） 知事村井嘉浩君。

〔知事 村井嘉浩君登壇〕

○知事（村井嘉浩君） 石田一也議員の一般質問にお答えいたします。

大綱四点ございました。

まず、大綱一点目、高齢者施設等に係るコロナ対策の現状と課題についての御質問のうち、感染症が発生した場合における参考指針の周知についてのお尋ねにお答えいたします。

県では、これまで感染予防及び発生後における感染拡大の防止についての研修を対面や現地指導、ウェブなど様々な形式で百十四回行っております。

また、研修動画を五本配信し延べ約三千回を超える視聴がされております。

御指摘のありました参考指針につきましては、これまでリーフレットを作成し各団体や県のホームページを通じて周知を図ってきたところでありますが、一層の理解促進に向け映像の活用を含め周知方法を工夫してまいります。

次に、大綱二点目、みやぎの障がい者就労支援についての御質問のうち、BPOを活用した工賃向上の取組の進行状況と目標達成に向けた今後のスケジュールについてのお尋ねにお答えいたします。

本プロジェクトには、現在、六十一事業所が参加意向を示しており、五月二十六日には参加事業所向けのキックオフミーティングを開催し本格的に取組をスタートさせました。

その後、みやぎセルプ協働受注センターが全ての参加事業所を訪問し、受注能力、設備等の調査を実施しております。

また、先行的物件として、建築資材のカタログ冊子をパソコンで読み取るなどして電子化する業務を県内約十事業所で受注しているほか、更に現在、複数案件の受注調整を行っております。

六千万円という受注目標達成に向けては、障害者特化型BPO企業であるヴァルトジャパンが既に首都圏及び県内企業に対し営業開拓に着手しております。受注する県内事業所の特性を踏まえ、人手不足で受注が期待される市場を重点分野として設定するな

ど高工賃につながる効果的な受注を目指してまいります。

あわせて、発注者の求める品質や納期等を満たし、共同受注に対する信用度を高めていくことができるよう関係者と連携して各事業所への助言・支援を行い、共同受注体制の整備・充実を図ってまいります。

次に、大綱四点目、人口減少局面の自治体運営についての御質問にお答えいたします。

初めに、思い切った施策を実施しない限り出生率の低下は止められないのではないかとのお尋ねにお答えいたします。

我が県の人口が本格的に減少局面を迎えることが想定される中、人口減少は地域社会の衰退につながるとともに自治体運営や行政サービスにも大きな影響を及ぼすことから、県では、少子化対策を強化し、結婚・妊娠・出産、子育ての切れ目ない支援の充実に取り組んでまいりました。

平成二十九年度からは、第三子以降を対象として上限三万円を支給する小学校入学準備支援金や金融機関が提示する融資利率から二%を引き下げるみやぎっこ応援ローンなどにより、子育て家庭の経済的負担の軽減にも取り組んできたところであります。

我が県の合計特殊出生率については、私としても極めて強い危機感を抱いており、今年度からスタートした新・宮城の将来ビジョンにおいて政策推進の新たな柱と位置づけた子ども・子育て分野については、結婚・妊娠・出産の希望をかなえるための支援、妊娠・出産・子育て期の切れ目ない支援、社会全体で取り組む子育て支援体制の充実と機運の醸成の三つの点で新規事業も含め積極的な施策展開を図ることとしております。

次に、国と地方の関係や統治機構の在り方についての御質問にお答えいたします。

人口減少、超高齢社会の到来などの時代の潮流の中で我が国が直面する困難な課題に立ち向かっていくためには、国、広域自治体、基礎自治体の役割分担を整理した上でそれぞれが長期的な視点に立ちながら、より柔軟で思い切った施策を展開していくことが必要と考えております。

このため私は、これまで一貫して地方分権型の道州制の導入を提唱してきたところであり、今後とも国の動向を注視しつつ道州制の実現に向けた取組を継続したいと思っております。

次に、郡仙台市長の一期目の評価や印象についての御質問にお答えいたします。

郡市長は、平成十七年の衆議院議員選挙での初当選以来、長きにわたり国政の場で御活躍され、特に東日本大震災発災直後は、政権与党のお立場に加え復興大臣政務官として我が県をはじめとする被災地の復興に御尽力いただきました。

その後、平成二十九年の仙台市長選挙で初当選され、いじめ対策や教育問題などの課題に対し積極的に取り組んでこられたと認識しております。

また、観光面での取組をはじめ新型コロナウイルスの感染拡大防止対策やワクチン接種の加速化など県・市に共通する施策の推進や課題の解決に向けては、お互いの考えや対応について率直に意見交換しながら取り組んでおり風通しのよい関係が築かれています。

郡市長に対しましては、市議会からも一期目の実績を評価する声が出ておりますが、東北地方で唯一となる政令指定都市のかじ取り役として、市政の更なる発展に向け非常によくやっておられると高く評価しているところであります。

また、すばらしい成果の一つとして、石田議員を立派な政治家に育て上げたということがあると思います。

以上でございます。

○議長（石川光次郎君） 公営企業管理者櫻井雅之君。

〔公営企業管理者 櫻井雅之君登壇〕

○公営企業管理者（櫻井雅之君） 大綱四点目、人口減少局面の自治体運営についての御質問のうち、みやぎ型管理運営方式の優先交渉権者選定における提案額の評価についてのお尋ねにお答えいたします。

みやぎ型管理運営方式における優先交渉権者の選定に当たっては、提案額をはじめ収支計画や水質管理、運転管理などの評価基準について外部の有識者で構成するPFI検討委員会において決定し、総合的な評価点が最高点となった提案者を優先交渉権者とする事で公募を実施したものであります。

このうち、提案額については、みやぎ型管理運営方式の実施を検討した導入可能性調査での期待削減率の下限値に相当する百九十七億円の削減を公募条件といたしました。また、提案額の満点となる金額については、過度な価格競争により水道事業の絶対

条件となる安心・安全がおろそかとならないよう応募者には公表せず、期待削減率の間値に相当する二百八十四億円としたところであります。

今回、優先交渉権者に選定したメタウォーターグループよりも削減額の大きな提案はありましたが提案金額の評価は共に満点であり、メタウォーターグループにおいては、新たに水事業会社を県内に設立する提案など全ての項目において高い評価を得たことから総得点で上回り優先交渉権者となったものであります。

私からは、以上でございます。

○議長（石川光次郎君） 保健福祉部長伊藤哲也君。

〔保健福祉部長 伊藤哲也君登壇〕

○保健福祉部長（伊藤哲也君） 大綱一点目、高齢者施設等に係るコロナ対策の現状と課題についての御質問のうち、応援職員派遣までに要する期間と派遣の時期についてのお尋ねにお答えいたします。

発生施設に対する応援職員は、これまで要請からおおむね三日程度で派遣されており、これは派遣元の施設のシフト調整等のため必要だったものであります。

高齢者施設で陽性や濃厚接触者となった職員が多数生じた場合は、残った職員で応援職員が来るまでの間、対応せざるを得ないこととなるため、一人でも陽性者が発生した際には、医療調整本部に設けている感染制御・業務継続支援チームのミーティングの場でアセスメントを行うこととし、できるだけ早期に対応を行う体制としております。

次に、医療チームと介護応援職員の間における共通認識についての御質問にお答えいたします。

県と仙台市では、感染制御及び業務支援継続のため医療関係者等による支援体制を整えるとともに、感染発生後、速やかに状況を把握し介護職員の応援のほか感染拡大防止の支援や看護師の応援派遣など状況に応じて重層的に支援を行っております。

支援を的確に行うため保健所や医療関係者、派遣元施設等の関係者による定例のミーティングを行い、情報共有と共通認識を図っているところです。

今後とも、より円滑な初動体制と早期の感染収束に向け関係機関での密接な連携を図ってまいります。

次に、高齢者施設で感染者が発生した場合の施設による医療的対応についての御質

問にお答えいたします。

高齢者施設等に対しては、陽性者が発生した場合、まずは各施設で点滴や酸素投与等のプライマリケアを行っていただきたい旨、病院長会議の総意を得て要請しているところです。

この要請は高齢者のワクチン接種が終了する七月末までとしておりますが、その後の扱いについては感染状況などを踏まえ改めて病院長会議で協議してまいります。

また、この要請に併せて県と仙台市では、陽性者発生施設に対し感染症の専門家や医師、看護師等の医療スタッフ、応援介護職員などのチームを派遣し、感染拡大防止の指導や医療ケア、施設職員のサポートなどを行ってきたところです。

これまでに十三施設にチームを派遣し県内医療機関の負荷軽減に寄与したほか、感染拡大を早期に抑止する観点から大きな効果があったものと評価しております。

次に、施設で医療的対応を行う方針に係る介護関係者との協議についての御質問にお答えいたします。

陽性患者が発生した場合に当該介護施設等でプライマリケアを行っていただく要請については、医療機関の病床が逼迫したことから、四月六日、県、仙台市、医師会、東北大病院をはじめ県内の主要病院で構成する病院長会議において決定したものであります。

要請文書は翌日付で発出しておりますが、この要請の趣旨及び内容については病院長会議に先立ち、県及び仙台市から関係団体に説明しているところであります。

次に、大綱二点目、みやぎの障がい者就労支援についての御質問のうち、調達実績を伸ばすため県内市町村や外郭団体等にも営業活動を拡大することについてのお尋ねにお答えいたします。

本プロジェクトにおいて営業活動を担うヴァルトジャパンは、大手企業をはじめとする民間企業からの受注実績を多く有していることから、これまでのノウハウを生かして県内外の民間企業への営業活動を中心として効果の高い受注案件の発掘に取り組んでもらう予定としております。

なお、市町村や外郭団体等に対しては、県から障害者就労施設等からの優先調達の働きかけや必要な情報提供を積極的に行うとともに、具体的な相談案件については、み

やぎセルプ協働受注センターへのつなぎ役を果たすことで受注先のあっせんや調整を円滑に進め、共同受注の拡大につなげてまいりたいと考えております。

次に、生活保護費と工賃との関係の認識についての御質問にお答えいたします。

生活保護受給者にとって基礎控除額を超える就労収入を得られた場合には、生活保護支給額が一部減額されますため工賃向上が必ずしも障害のある方々の就労意欲につながらない懸念があります。

一方で、工賃向上を経験した障害のある方々からは、自分で稼いだお金で欲しいものを購入することやお世話になった方へプレゼントすることの喜び、更には、懸命に仕事に取り組みことで得られるやりがいや達成感が勤労意欲の維持につながっているとの声も聞いております。

また、工賃向上を目指し就労に励むことで一般企業等での就労の可能性も開けてくることから、工賃向上に向けた取組は働く障害者の社会参加と経済的自立の促進にとって大変意義のあるものと考えており、県としましても各事業所における利用者の勤労意欲の維持と工賃向上の取組の支援を行ってまいります。

次に、大綱三点目、ケアラー・ヤングケアラーの社会的支援の必要性についての御質問のうち、ヤングケアラーの実態調査についてのお尋ねにお答えいたします。

ヤングケアラーは、家庭内のデリケートな問題であり本人や周囲が気づきにくいと指摘されていることから、問題意識を喚起し早期発見につなげることが大変重要であると認識しております。

このため県では、先月から今月にかけて市町村の要保護児童対策地域協議会の研修会において、ヤングケアラーの早期発見や関係機関の連携による支援の必要性等について周知したところであります。

今後、ヤングケアラーの認知度の向上や早期発見を図る観点から、各協議会に対して現状や課題を把握するための調査を検討しているところであります。

更なる実態の把握につきましては、国の施策の動向や他県の調査等も参考にしながら教育委員会と連携して対応してまいりたいと考えております。

次に、現行制度を活用したケアラー及びヤングケアラーへの支援についての御質問にお答えいたします。

ケアラーへの支援については、地域包括支援センターの相談体制の充実のほか、認知症の方の家族への支援や地域支え合い活動の推進などを通して負担軽減を支援してまいります。

また、ヘルパーが訪問して行う家事等の日常生活の援助については、家族と同居している場合であっても介護家庭の実態を踏まえた柔軟な対応が行われているものと認識しておりますが、必要に応じて市町村に対する周知に努めてまいります。

ヤングケアラーへの支援に関しては、困難を抱える子供からのSNSを活用した子ども・子育て相談窓口において、ヤングケアラーに関する相談も受けられることを積極的に広報してまいりたいと考えております。

更に、社会的認知度の向上が重要でありますのでホームページ等での普及啓発を進めてまいります。

次に、来年度に向けた支援策の検討についての御質問にお答えいたします。

ケアラーへの支援については、精神的・肉体的負担の解消が重要であり、引き続き地域包括ケアシステムの充実や地域支え合い体制づくりの推進に取り組んでまいります。また、ヤングケアラーについては、社会全体での認知度向上が必要であり、国では来年度からの三年間を集中取組期間と位置づけることを検討しております。

県といたしましても、要保護児童対策地域協議会に加え福祉や教育の各現場において研修等を通じた普及啓発を検討してまいります。

更に、必要な福祉サービスに的確に接続できるよう市町村が分野や内容を問わず住民の複雑化、複合化した課題を包括的に受け止めて支援する重層的支援体制整備事業について、積極的な取組が進むよう、より一層、市町村を支援してまいります。

そのほか、市町村や教育委員会などと意見交換しながら課題解決につながる支援策を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（石川光次郎君） 四番石田一也君。

○四番（石田一也君） 丁寧な御答弁ありがとうございます。

また、過分なお褒めの言葉もいただきまして恐縮しております。ありがとうございます。

最初の介護応援職員について、少しお聞きいたしたいと思います

プライマリケアの通達のところで、会議の前に介護施設等にもお話をされたということでしたが、多分、こういうふうにしますと紙ではなく口頭で通達したということだと思っています。

当時、介護現場は大変な状況になっていた中で、これは相当重い通達なのではないかと私は捉えておりますが、時間がなかったということはありますが、本来であればしつかり介護関係者の皆さんと協議した上で通達を出すべきだったと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（石川光次郎君） 保健福祉部長伊藤哲也君。

○保健福祉部長（伊藤哲也君） 介護関係者の団体の役員の方々に御説明したわけですが、議員おっしゃるとおり、今回は特にいわゆる第四波において介護施設等も非常に懸念されていたところがあります。そのような不安のある中で説明でありましたので、こちらも急な逼迫ということで時間がなかったということもありますが、現時点では関係者の皆様は非常に意識を持って取り組んでおられますので、引き続き連携に努めてまいりたいと考えております。

○議長（石川光次郎君） 四番石田一也君。

○四番（石田一也君） 本当におっしゃるとおりで、今、皆さん一生懸命やっていたと思いますが、当時はプライマリケアとは何かという事業者さんの声が多かったのも事実だと思いますので、これからまたこの制度を続けていくかどうかの判断は感染症の推移を見てということですが、その辺の意思の疎通がしつかり行われるようにしていただきたいと思っています。これは要望でございます。

次に、障がい者就労支援について、お聞かせいただきたいと思っています。

先行して紙媒体のデータ化と言うのでしょうか、そこはもう既におやりになっているということで、先日、ヒアリングを職員の方にさせていただいたときも、これはちょっとB型では難しいのではないかと思っていた作業が比較的早く、それも思っていた以上に早く仕事としてきっちりやっていたという御報告もいただきました。

今回、優先調達もそうですが、電子入力であったり情報処理のようところが実は障害を持った方たちの力を發揮していただける場ではないかと感じています。

先日、ある就労支援施設にお邪魔したら県の支援学校の子供が研修に来ていました。なかなか団体行動ができないということでしたが、パソコンに触ったりするのが好きだということとCADの入力、図面を描かせたりする作業をさせたということでした。教えて三日ですぐできるようになったというお話です。私は、そこに可能性を感じていますが、いかがお考えでしょうか。

○議長（石川光次郎君） 知事村井嘉浩君。

○知事（村井嘉浩君） おっしゃるとおり、障害者の方の障害のレベルにもよりますが、我々健常者がここまでしかできないとするのではなくて、やっぱりいろんなことをやっていただいて、できるだけ能力ぎりぎりまで発揮していただけるように努めていくということは非常に重要なことだと思います。それによって、先ほど質問の中にありましたように、やりがいを感じる、生きがいを感じるといったような形になっているのではないかと思います。

○議長（石川光次郎君） 四番石田一也君。

○四番（石田一也君） ぜひ、よろしくお願いいたします。

次に、ヤングケアラーについてお聞きします。

先日、仙台在住の元ヤングケアラーの方とお話する機会がありました。もうその人は二十八歳になられていて、高校時代におばあさんが認知症になったことでヤングケアラーになったというお話でした。物すごく淡々と話されているので本当に苦労したという感じには見えないのですが、やっぱりところどころの話の中にいろんな思いが含まれておりまして、自分は高校時代にケアすることは尊いことだという認識でおばあさんの介護をしていたと。だけど学校に行くときみんな楽しそうに学校生活を送っているし、家に帰るときのネガティブな気持ちに物すごく押し潰されそうになったというお話でした。おばあさんの介護を六年やった後に就職活動をしたということですが、そのときも面接で、「あなたの六年間の介護は社会に出たときにあまり役に立たない。」というお話をされたということでした。ちよつとひどいと、そんな会社に行かなくてよかったですと思いますが、やはり見えにくいものですから、その辺りはしっかり調査した上で対応していくことがやっぱり必要だと感じた次第でございます。

改めまして、今、かなりのメニューをお考えであるということでしたので、ぜひよ

ろしくお願いしたいと思います。これについては要望にさせていただきます。
水道のところに入ります。

私、今回、一つだけ質問させていただいたきましたが、いろいろこれまでの一般質問の中身を聞いていると、評価が高かった新OM会社を実は皆さんが気にしているというか、一番問題にされていると感じています。県では二十年たってもあまり影響力を發揮しないとおっしゃっていますが、その辺りが一番私も心配なので、もう少し、その辺の所見をお伺いしたいと思います。

○議長（石川光次郎君） 公営企業管理者櫻井雅之君。

○公営企業管理者（櫻井雅之君） ただいま答弁もしましたとおり、OM会社の提案については、雇用の創出という観点から高い評価があったと認識しているところでございます。

今回の議会でOM会社が県内の事業を独占してしまうのではないかとか、富をそのまま独占してしまうのではないかという疑問もございました。我々としては、全国に浄水場を展開している企業は我々の規模のレベルでも十数社ございます。そういったことは、それぞれの企業が切磋琢磨していく中で、やはり適正な競争が生まれていく中で、このOM会社も位置づけられるのではないかという趣旨でございます。

○議長（石川光次郎君） 四番石田一也君。

○四番（石田一也君） ぜひ、慎重な議論があったほうがいいと思っています。

最後に、郡市長の話ですが、遠藤副知事も学生時代から御縁があるとお話を聞いておりまして、本当に支えていただいていると思っております。応援するとはなかなか言いにくいと思いますが、知事に声援を送っていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（石川光次郎君） 知事村井嘉浩君。

○知事（村井嘉浩君） 声援を送りますし、応援要請があれば応援したいと思います。